



平成 25 年 9 月 30 日

各 位

上場会社名 株式会社メディアクリエイト
代表者 代表取締役社長 加藤博彦
(コード番号 2451)
問合せ責任者 取締役管理部長 栗原浩一
(TEL 055-929-8560)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項の付加に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式（下記「I. 1 (1) 変更の理由②」において定義いたします。）の取得等について、平成 25 年 10 月 24 日開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項の付加に係る定款一部変更について、本臨時株主総会の開催予定日と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社完全子会社化のための定款一部変更

1 種類株式発行に係る定款の一部変更の件（「定款一部変更の件－1」）

(1) 変更の理由

平成 25 年 8 月 8 日付当社プレスリリース「株式会社エクシングによる当社株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、株式会社エクシング（以下「エクシング」といいます。）は平成 25 年 6 月 26 日から当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成 25 年 8 月 7 日に終了しております。本公開買付けの結果、エクシングは、平成 25 年 8 月 14 日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式 4,349,200 株（当社の発行済株式総数に対する割合：84.50%）を保有するに至っております。

当社とエクシングは、平成 25 年 6 月 25 日付当社プレスリリース「株式会社エクシングによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてご報告申し上げておりますとおり、平成 25 年 3 月下旬から、資本及び事業の経営統合に関する施策に係る協議を開始いたしました。その結果、当社が展開するカラオケ店舗事業と、エクシングの子会社である株式会社スタンダードが運営しているカラオケ店舗事業とは、地域の重複も少なく、運営形態も類似しているため、統合によるカラオケ店舗の規模の拡大が図れること、当社が運営している

マルチメディアカフェ事業の主要サービスとしてカラオケの導入が図られており、エクシングの有するカラオケ機器ノウハウが大きく寄与すること、その他、エクシングの有するコンテンツを当社のマルチメディアカフェ事業において有効に利用できる可能性があることなどが判明しました。これらの協議を踏まえ、当社は、当社とエクシングが、事業を相互に補完しながら一体的運営を行い、ノウハウの共有やスケールメリットを活かすことにより、両社の企業価値の向上が期待できると考えるにいたりしました。

以上の理由により、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主の皆様にご承認を戴くことを条件として、エクシングの完全子会社となるために、以下の①から③の方法（以下「本完全子会社化手続」と総称します。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、定款変更案第5条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を会社法第2条第13号の種類株式発行会社といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定めを新設いたします（以下、全部取得条項が付された後の当社普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。）。全部取得条項とは、会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいますが、全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式4,349,192分の6株の割合をもって交付する旨の定めを設けます。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式4,349,192分の6株の割合をもって交付することといたします。なお、エクシング以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

当社は、株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付いたします。

その際、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、エクシングをA種種類株式の売却先とすることを予定しております。また、A種種類株式の売却価格についても、裁判所の許可を得て、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に130円（本公開買付けにおける1株当たりの公開買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同額）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付される価格に設定することを予定しております。もっとも、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

「定款一部変更の件-1」は、本完全子会社化手続のうち上記①を実施するものです。会

社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるために、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

また、これまで当社は、当社現行定款第7条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、1,000株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、「定款一部変更の件－1」で設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするための変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。なお、「定款一部変更の件－1」に係る定款変更は、「定款一部変更の件－1」に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された時点で、その効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	定款変更案
<p>第2章 株式</p> <p>第5条（発行可能株式総数）</p> <p>当社の発行可能株式総数は、1,490万株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>第5条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）</p> <p>当社の発行可能株式総数は、1,490万株とし、このうち、普通株式の発行可能種類株式総数を14,899,990株、第5条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）の発行可能種類株式総数を10株とする。</p> <p>第5条の2（A種種類株式）</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）</u>に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。</p> <p>2. <u>A種株主又はA種登録株式質権者</u>に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に</p>

<p>第6条（自己の株式の取得） 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。</p> <p>第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>第3章 株主総会 (新設)</p>	<p><u>対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(現行通り)</p> <p>第7条（単元株式数） 当社の<u>普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p><u>第17条の2（種類株主総会）</u> <u>第13条、第15条、第16条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2. 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>3. 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－2」）

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件－1」でご説明申し上げました本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件－1」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、「定款一部変更の件－1」における定款変更に基づき

新たに発行することが可能となるA種種類株式 4,349,192 分の6株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、上記のとおり、エクシング以外の各株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、「定款一部変更の件－2」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成25年11月29日をもって、その効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

「定款一部変更の件－1」 による変更後の定款規定	定款変更案
第2章 株式 (新設)	第2章 株式 <u>第5条の3 (全部取得条項)</u> <u>当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につき、A種種類株式4,349,192分の6株の割合をもって交付する。</u>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1 提案の理由

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、「定款一部変更の件－1」においてご説明申し上げました本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件－1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を交付するものであります。

上記取得が承認された場合、取得対価として、全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式4,349,192分の6株の割合をもって交付するものといたします。当該交付がなされるA種種類株式の数は、上記のとおり、エクシング以外の各株主の皆様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

当社は、株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付いたします。

その際、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、エクシングをA種種類株式の売却先とすることを予定しております。また、A種種類株式の売却価格についても、裁判所の許可を得て、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に130円（本公開買付価格と同額）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付される価格に設定することを予定しております。もっとも、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当に関する事項

会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社の定款の規定に基づき、下記(2)において定める取得日において、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式4,349,192分の6株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成25年11月29日

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件－2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものいたします。

なお、その他の必要事項につきましては、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

Ⅲ. 上場廃止の予定について

当社普通株式は、現在、東京証券取引所マザーズ市場に上場していますが、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」、「定款一部変更の件－2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決された場

合には、当社普通株式は、東京証券取引所マザーズ市場の上場廃止基準に該当することとなりますので、平成25年10月24日から同年11月25日まで整理指定銘柄に指定された後、同月26日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所マザーズ市場において取引することはできません。

IV. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日設定公告	平成25年8月29日(木)
本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日	平成25年9月13日(金)
本臨時株主総会及び本種類株主総会の招集に関する取締役会決議	平成25年9月30日(月)
本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成25年10月24日(木)
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－1」）の効力発生日	平成25年10月24日(木)
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成25年10月24日(木)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成25年10月24日(木)
当社普通株式の売買最終日	平成25年11月25日(月)
当社普通株式の上場廃止日	平成25年11月26日(火)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成25年11月28日(木)
全部取得条項の付加に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－2」）の効力発生日	平成25年11月29日(金)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成25年11月29日(金)

V. 支配株主との取引等に関する事項

エクシングは、当社の支配株主（親会社）であることから、上記Ⅱ．に記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本取得」といいます。）は支配株主との重要な取引に該当します。

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することと致しております。

本取得を行うに際しても、以下の対応を行っております。

当社は、本公開買付け及び本取得からなる一連の取引の公平性を担保する為の措置及び利益相反を回避する為の措置として、2013年6月25日付プレスリリース「株式会社エクシングによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の「2.（4）本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載した各措置を講じております。

また当社は、本取得を含む本完全子会社化手続の実施に際し、エクシングの親会社であるブラザー工業株式会社、エクシング及び当社との間に利害関係を有せず、当社のリーガルアドバイザーであるかなまち法律事務所の内藤丈嗣弁護士から、本取得は当社の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨の意見書を平成25年9月27日付けで入手しております。

加えて、本日開催の当社取締役会において、当社の取締役全員一致で、本取得に係る議案を本臨時株主総会に付議する旨を決議しております。また、当社の監査役のうち、取締役会に出席した全ての監査役が、当社取締役会が上記決議を行うことに異議が無い旨の意見を述べております。

以上